

平成二十二年度予算編成での一般会計・特別会計に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十月二十七日

参議院議長江田五月殿

草川昭三

平成二十二年度予算編成での一般会計・特別会計に関する質問主意書

民主党はマニフェストで「国の予算二百七兆円を全面組み換えする。税金の無駄遣いを根絶する」と公約し、古川元久内閣府副大臣、野田佳彦財務副大臣も同様の発言をしている。以下、この公約と副大臣の発言について質問する。

一 一般会計と特別会計を合わせた二百七兆円という数字の算出方法と内訳を明示されたい。

二 野田副大臣はこのうち約七十兆円が削減対象と明言しているが、七十兆円とはそのうちどの部分の予算を指すのか。

三 二百七兆円というのは平成二十一年度の予算規模として言及しているが「全面組み換え」と「無駄遣い根絶」を公約するということは、あくまでも二百七兆円の枠内で予算の組み換えをするという考え方なのか。また無駄遣いを「根絶する」とはいかなる状況をもつて公約を達成したと判断するのか。

四 平成二十一年度第一次補正予算の見直しで執行停止等を決めた事業のうち、「無駄遣い」と判断した事業と金額をすべて示されたい。併せて「無駄遣いと判断しなかつた事業」の名称と金額を明らかにされたい。また「無駄遣い」の定義、「無駄」か「無駄でないか」の判断は何をもつて決めるのかについても明

らかにされたい。

右質問する。